

2020 年 2 月 27 日

大阪府労働委員会会長様

大阪教育合同労働組合

準備書面（6）

申立人（以下「組合」という。）は、2020 年 2 月 5 日付け大阪府労働委員会（以下「府労委」という。）の求釈明に対して下記のとおり答える。

1 および 2 について

求釈明が示すとおりである。

3 について

被申立人準備書面（4）第 2 で被申立人以下「学園」という。）が主張する事実については不知である。

協定書（甲 2）が有効であるか否かは本件争点とは無関係である。学園は協定書（甲 2）が理事長と第二組合執行委員長との間で交わされた事実を認めていることが重要である。

労働組合法第 14 条は「労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し、両当事者が署名し、又は記名押印することによってその効力を生ずる。」と定めており、協定書の様式を定めてはいない。また、協定書には学園がいう「正式な印」

（登録印を指すと思われる）を押印することが求められているものでもない。したがって、協定書（甲 2）は有効に締結されたというべきである。

仮に、学園が主張するとおり、「了解はできないが、要望を聞いた証として、・・・理事長の私印を捺印して・・・交付した」ということが事実であるとすれば、理事長の資格が疑われる事態である。理事長の押印がこのような位置づけで行われていることが社会に知れ渡れば、誰も契約を結ばなくなるであろう。

以 上